

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための
旅館業法等の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例等の改正について

1 改正法の趣旨

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型コロナウイルス感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができる規定が創設され、また、事業譲渡に係る手続の整備等の措置が講じられた。

公布年月日:令和5年6月14日(公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行)

改正される法令:旅館業法、食品衛生法、理容師法、美容師法、興行場法、公衆浴場法、クリーニング業法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

2 条例一部改正の概要

(1) 滋賀県旅館業法施行条例の一部改正

- ・許可の設置場所に関する規定の条項修正(第2条第1項、第3項)
- ・宿泊拒否に関する規定の条項修正(第4条)

(2) 滋賀県使用料および手数料条例の一部改正

- ・事業譲渡に関する部分を削除(第2条第2項第9号(興行場法)、第11号(公衆浴場法)、別表第34(食品衛生法)、第34の2(理容師法および美容師法)、第34の3(旅館業法)、第43の2(クリーニング業法))
- ・旅館業法に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認に譲渡を追加。(別表第34条の3)

3 施行日

改正法の施行の日

4 今後の予定

令和5年10月 県議会9月定例会議に条例改正案上程